

第2回高梁市議会（定例）議案目録

議案番号	件名	結果	頁
議案第 2号	専決処分の承認を求めることについて		7
議案第 3号	高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例		19
議案第 4号	高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		23
議案第 5号	高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		27
議案第 6号	高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		29
議案第 7号	高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例		39
議案第 8号	高梁市観光駐車場等に関する条例の一部を改正する条例		41
議案第 9号	高梁市町並み保存整備事業分担金徴収条例を廃止する条例		47
議案第10号	高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例の一部を改正する条例		49
議案第11号	高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例の一部を改正する条例		59
議案第12号	高梁市弥高山公園条例の一部を改正する条例		63
議案第13号	高梁市グリーンスローモビリティ運行条例		65
議案第14号	高梁市手数料条例の一部を改正する条例		67
議案第15号	高梁市当地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例		71
議案第16号	高梁市当地域住宅条例の一部を改正する条例		73

議案第17号	高梁市公共下水道条例及び高梁市給水条例の一部を改正する条例		77
議案第18号	高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例		81
議案第19号	高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		85
議案第20号	高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例の一部を改正する条例		93
議案第21号	高梁市備中総合センター条例を廃止する条例		97
議案第22号	高梁市学童保育条例の一部を改正する条例		99
議案第23号	高梁市火災予防条例の一部を改正する条例		101
議案第24号	高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例		109
議案第25号	高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		113
議案第26号	高梁市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例		119
議案第27号	高梁市公民館条例の一部を改正する条例		131
議案第28号	高梁市体育施設条例の一部を改正する条例		133
議案第29号	高梁市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について		139
議案第30号	市道路線の認定及び変更について		141
議案第31号	高梁市常山交流センターの指定管理者の指定について		147
議案第32号	吹屋ふるさと村観光施設の指定管理者の指定について		149

議案第33号	吹屋ふるさと村観光駐車場の指定管理者の指定について		151
議案第34号	西山高原レジャー施設の指定管理者の指定について		153
議案第35号	認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について		155
議案第36号	高梁市成羽美術館の指定管理者の指定について		157
議案第37号	高梁市文化センターの指定管理者の指定について		159
議案第38号	体育施設の指定管理者の指定について		161
議案第39号	令和7年度高梁市一般会計補正予算（第7号）		
議案第40号	令和7年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）		
議案第41号	令和7年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第4号）		
議案第42号	令和7年度高梁市へき地診療所特別会計補正予算（第1号）		
議案第43号	令和7年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
議案第44号	令和7年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第4号）		
議案第45号	令和7年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）		
議案第46号	令和7年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）		
議案第47号	令和7年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第48号	令和7年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第3号）		

議案第49号	令和7年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第5号）		
議案第50号	令和7年度高梁市地域開発事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第51号	令和7年度高梁市巨瀬財産区特別会計補正予算（第1号）		
議案第52号	令和8年度高梁市一般会計予算		
議案第53号	令和8年度高梁市国民健康保険特別会計予算		
議案第54号	令和8年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算		
議案第55号	令和8年度高梁市へき地診療所特別会計予算		
議案第56号	令和8年度高梁市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第57号	令和8年度高梁市介護保険特別会計予算		
議案第58号	令和8年度高梁市養護老人ホーム特別会計予算		
議案第59号	令和8年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計予算		
議案第60号	令和8年度高梁市畑地かんがい事業特別会計予算		
議案第61号	令和8年度高梁市水道事業特別会計予算		
議案第62号	令和8年度高梁市下水道事業特別会計予算		
議案第63号	令和8年度高梁市地域開発事業特別会計予算		
議案第64号	令和8年度高梁市巨瀬財産区特別会計予算		

議案第 6 5 号	令和 8 年度高梁市宇治財産区特別会計予算		
議案第 6 6 号	令和 8 年度高梁市有漢財産区特別会計予算		

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

番号	件名	頁
専決第2号	令和7年度高梁市一般会計補正予算（第5号）	9

令和7年度高梁市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度高梁市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,012,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月19日 専 決

高梁市長 石 田 芳 生

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	2,855,806	31,000	2,886,806
	3 国庫委託金	37,001	31,000	68,001
	歳入合計	25,981,089	31,000	26,012,089

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,552,770	31,000	3,583,770
	4 選挙費	41,239	31,000	72,239
	歳出合計	25,981,089	31,000	26,012,089

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	2,855,806	31,000	2,886,806
歳入合計	25,981,089	31,000	26,012,089

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 3,552,770	千円 31,000	千円 3,583,770
歳 出 合 計	25,981,089	31,000	26,012,089

2 歳 入

16款 国庫支出金

31,000千円

3項 国庫委託金

31,000千円

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費委託金	千円 30,216	千円 31,000	千円 61,216
計	37,001	31,000	68,001

節		説明
区分	金額	
41 衆議院議員選挙費委託金	千円 31,000	衆議院議員選挙執行費委託金 千円 31,000

3 歳 出

2 款 総務費

31,000千円

4 項 選挙費

31,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 31,000	千円 31,000	千円 31,000 国庫支出金 31,000	千円	千円	千円
計	41,239	31,000	72,239	31,000	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 4,609	投・開票管理者、立会人報酬 会計年度任用職員報酬	千円 2,846 1,763
3 職員手当等	11,195	超過勤務手当	11,195
8 報償費	274	一般報償費	274
9 旅費	434	普通旅費	434
11 需用費	2,306	消耗品費 燃料費 食糧費 修繕料	2,102 60 122 22
12 役務費	3,034	通信運搬費 広告料 手数料 保険料	2,017 262 730 25
13 委託料	8,131	ポスター掲示板設置業務委託料 システム処理委託料	7,031 1,100
14 使用料及び賃借料	302	会場借上料	302
18 備品購入費	715	事務機器購入費	715

2款 総務費

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長等の給料その他給与条例（平成16年高梁市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則中第14項を第17項とし、同項の前に次の2項を加える。

15 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における副市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の93を乗じて得た額とする。

（教育長の給料に係る特例）

16 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の95を乗じて得た額とする。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の前の見出しを削り、同項を第11項とし、同項の前に見出しとして「(副市長の給料に係る特例)」を付する。

附則中第9項の次に次の1項を加える。

10 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の給料について特例措置を講じるため。

(参考)

高梁市長等の給料その他給与条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (市長の給料に係る特例)</p> <p>4～9 略</p> <p><u>10 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における市長の給料の月額、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(副市長の給料に係る特例)</u></p> <p>11～14 略</p> <p><u>15 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における副市長の給料の月額、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の93を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(教育長の給料に係る特例)</u></p> <p><u>16 令和8年4月1日から令和11年3月31日の間における教育長の給料の月額、第2条の規定にかかわらず別表の給料月額に100分の95を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p>17 略</p>	<p>附 則 (市長の給料に係る特例)</p> <p>4～9 略</p> <p><u>(副市長の給料に係る特例)</u></p> <p>10～13 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)</p> <p>14 略</p>

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「であって」の次に「第二種初任給調整手当、」を加える。

第12条を次のように改める。

（第二種初任給調整手当）

第12条 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第5条第3項、同条第5項、第6条及び第6条の2の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第14条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額をその該当勤務日の属する年の算定勤務日（当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数。第25条において同じ。）に係る勤務時間の総和で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月

額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条中「及びこれに対する」を「、これに対する」に改め、「並びに」の次に「第二種初任給調整手当及び」を加え、「(当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数)」を削る。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正を行うため。

(参考)

高梁市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって<u>第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</u></p> <p>(第二種初任給調整手当)</p> <p>第12条 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第5条第3項、同条第5項、第6条及び第6条の2の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第14条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額をその該当勤務日の属する年の算定勤務日(当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数。第25条において同じ。)に係る勤務時間の総和で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤す</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>第12条 削除</p>

る地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額並びに第二種初任給調整手当及び特殊勤務手当の月額(高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年高梁市条例第41号)第15条に規定する特殊勤務手当を除く。)の合計額に12を乗じ、その額をその該当勤務日の属する年の算定勤務日に係る勤務時間の総和で除した額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額(高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年高梁市条例第41号)第15条に規定する特殊勤務手当を除く。)の合計額に12を乗じ、その額をその該当勤務日の属する年の算定勤務日(当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数)に係る勤務時間の総和で除した額とする。

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年高梁市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）

第17条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（市内を除く。）において行う避難所の運営業務その他被災地支援に関する作業に従事した職員
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した職員

2 前項の手当は、作業に従事した日1日につき2,160円を超えて支給してはならない。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

手当の支給対象を追加し、額を改正するため。

(参考)

高梁市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第17条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) <u>災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(市内を除く。)</u>において行う避難所の運営業務その他被災地支援に関する作業に従事した職員</p> <p>(2) <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防業務に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事した職員</u></p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日1日につき2,160円を超えて支給してはならない。</p>	<p><u>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第17条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(市内を除く。)において行う避難所の運営業務その他被災地支援に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当は、従事した1日につき710円を超えて支給してはならない。</p>

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高梁市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当）

第 6 条の 2 給与条例第 1 2 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 5 条第 2 項」とあるのは「高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高梁市条例第 5 1 号）第 4 条第 2 項」と、「並びに第 4 条、第 5 条第 3 項、同条第 5 項、第 6 条及び第 6 条の 2 の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第 1 4 条の 2 第 2 項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「及び同条例第 5 条第 1 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額」と、「その該当勤務日の属する年の算定勤務日（当該勤務日の属する年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数。第 2 5 条において同じ。）に係る勤務時間の総和」とあるのは「年間労働時間（当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから当該勤務日の属する年の高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 3 0 号）第 4 条に定める休日に係るフルタイム会計年度任用職員

の勤務時間を引いた時間)」と読み替えるものとする。

第11条中「月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額の合計額」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を年間労働時間（当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該勤務日の属する年の高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条に定める休日に係るフルタイム会計年度任用職員の勤務時間を引いた時間）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第12条第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第22条中「計算して得た額」の次に「(第13条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	給料表の種類	職務の級	適用する号給の上限
(1) 事務職	一般職給料表	1級	41号給

(2)	保育・教育職	一般職給料表	1級	29号給
(3)	医療職(一)	医療職給料表(一)	1級	80号給
			2級	80号給
(4)	医療職(二)	医療職給料表(二)	1級	25号給
(5)	医療職(三)	医療職給料表(三)	1級	21号給
(6)	技能労務職	一般職給料表	1級	58号給

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

会計年度任用職員等区分別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 事務職	1級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。)
(2) 保育・教育職	1級	保育士(保育補助を含む。)の職務
		保育教諭の職務
		幼稚園教諭の職務
(3) 医療職(一)	1級	医員の職務
	2級	経験豊富な医員の職務
(4) 医療職(二)	1級	薬剤師の職務
		診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、介護福祉士、管理栄養士又は栄養士の職務 その他これに準ずる職務
(5) 医療職(三)	1級	准看護師、看護師又は保健師の職務 その他これに準ずる職務
(6) 技能労務職	1級	自動車運転士、庁務員、校務員、環境整備員、道路整備員、支援員又は給食調理員の職務
		その他これに準ずる職務

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じた改正を行うため及び医員の会計年度任用職員を任用するため。

(参考)

高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、<u>第二種初任給調整手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当)</u></p> <p>第6条の2 <u>給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「高梁市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高梁市条例第51号)第4条第2項」と、「並びに第4条、第5条第3項、同条第5項、第6条及び第6条の2の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第14条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」とあるのは「及び同条例第5条第1項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額」と、「その該当勤務日の属する年の算定勤務日(当該勤務日の属する</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p>

年の総日数から勤務時間条例に定める週休日及び休日を除いた日数。第25条において同じ。)に係る勤務時間の総和」とあるのは「年間労働時間(当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該勤務日の属する年の高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年高梁市条例第30号)第4条に定める休日に係るフルタイム会計年度任用職員の勤務時間を引いた時間)」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第6条の規定により準用する給与条例第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第13条 略

2～4 略

第13条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を年間労働時間(当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該勤務日の属する年の高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条に定める休日に係るフルタイム会計年度任用職員の勤務時間を引いた時間)で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第6条の規定により準用する給与条例第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第13条 略

2～4 略

以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)が、給与条例第12条第1項に規定する基準額(以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第13条第1項の規定により計算して得た額(第13条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第13条第2項の規定により計算して得た額(第13条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当た

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第13条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第13条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

りの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第13条第3項の規定により計算して得た額
(第13条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	給料表の種類	職務の級	適用する号給の上限
(1) 事務職	一般職給料表	1級	41号給
(2) 保育・教育職	一般職給料表	1級	29号給
(3) 医療職(一)	医療職給料表(一)	1級	80号給
		2級	80号給
(4) 医療職(二)	医療職給料表(二)	1級	25号給
(5) 医療職(三)	医療職給料表(三)	1級	21号給
(6) 技能労務職	一般職給料表	1級	58号給

別表第2(第4条関係)

会計年度任用職員等区分別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 事務職	1級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。)
(2) 保育・教育職	1級	保育士(保育補助を含む。)の職務 保育教諭の職務

(3) 時間額による報酬 第13条第3項の規定により計算して得た額

別表第1(第3条関係)

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	給料表の種類	適用する号給の上限
(1) 事務職	1級	一般職給料表	41号給
(2) 保育・教育職	1級	一般職給料表	29号給
(3) 医療職(二)	1級	医療職給料表(二)	25号給
(4) 医療職(三)	1級	医療職給料表(三)	21号給
(5) 技能労務職	1級	一般職給料表	58号給

別表第2(第4条関係)

会計年度任用職員等区分別基準職務表

職種の区分	職務の級	基準となる職務
(1) 事務職	1級	定型的又は補助的な事務を行う職務 その他これに準ずる事務を行う職務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。)
(2) 保育・教育職	1級	保育士(保育補助を含む。)の職務 保育教諭の職務

		幼稚園教諭の職務			幼稚園教諭の職務
(3) 医療職(一)	1級	医員の職務			
	2級	経験豊富な医員の職務			
(4) 医療職(二)	1級	薬剤師の職務 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、臨床検査技師、介護福祉士、 管理栄養士又は栄養士の職務 その他これに準ずる職務	(3) 医療職(二)	1級	薬剤師の職務 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、臨床検査技師、介護福祉士、 管理栄養士又は栄養士の職務 その他これに準ずる職務
(5) 医療職(三)	1級	准看護師、看護師又は保健師の職務 その他これに準ずる職務	(4) 医療職(三)	1級	准看護師、看護師又は保健師の職務 その他これに準ずる職務
(6) 技能労務職	1級	自動車運転士、庁務員、校務員、環境整備 員、道路整備員、支援員又は給食調理員の 職務 その他これに準ずる職務	(5) 技能労務職	1級	自動車運転士、庁務員、校務員、環境整備 員、道路整備員、支援員又は給食調理員の 職務 その他これに準ずる職務

高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例

高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市火入れに関する条例の一部を改正する条例

高梁市火入れに関する条例（平成16年高梁市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改める。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

大規模林野火災の教訓を踏まえた、火入れ時における林野火災対策の推進を図るため。

(参考)

高梁市火入れに関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災注意報、火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

高梁市観光駐車場等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市観光駐車場等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市観光駐車場等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市観光駐車場等に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

城見橋公園駐車場	高梁市小高下町 2 7 3 0 番地
ふいご峠駐車場	高梁市内山下臥牛山国有地内

第 1 2 条を次のように改める。

(使用料等)

第 1 2 条 利用者は、市長が別表に定める又は指定管理者が別に定める駐車場等の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の規定による指定管理者が定める使用料の額は、別表に定める基準額に 0. 5 を乗じて得た額から基準額に 2. 0 を乗じて得た額を超えない範囲内の額で、あらかじめ市長の承認を得た額とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第 1 4 条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「減額し、又は免除」を「減免し、又は他の施設との共通利用に供する場合その他特別の企画を実施する場合において、別表に定める基準額の範囲内で調整」に改める。

第16条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、第7条から第9条まで及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

名称	区分		単位	基準額
高梁市観光駐車場	普通自動車、準中型自動車及び2輪車 (自転車を除く。)		1台1回につき (60分未満)	300円
			1台1回につき (60分以上)	500円
	中型自動車及び大型自動車		1台1回につき	2,000円
高瀬茶屋	店舗		1月	80,000円
高梁市武家屋敷 (折井家・埴原家)	個人	大人(高校生を含む。)	1人1回につき	500円
		小・中学生		250円
	団体	責任者が引率する30人以上 100人未満		所定料金の1割引
		責任者が引率する100人以上		所定料金の2割引
城見橋公園駐車場	2輪車(自転車を除く。)		1台1回につき	250円
	普通自動車及び準中型自動車		1台1回につき	500円
	中型自動車及び大型自動車		1台1回につき	2,000円
ふいご峠駐車場	2輪車(自転車を除く。)		1台1回につき	500円
	普通自動車		1台1回につき	1,000円

備考 この表において、「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

附 則 (令和8年高梁市条例第 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市観光駐車場等施設の管理を明確化するとともに、城見橋公園駐車場及びふいご峠駐車場を観光駐車場として管理・運用するため。

(参考)

高梁市観光駐車場等に関する条例新旧対照表

改正案	現行				
(名称及び位置)	(名称及び位置)				
第2条 駐車場等の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場等の名称及び位置は、次のとおりとする。				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="224 472 633 523">名称</th><th data-bbox="636 472 1117 523">位置</th></tr></thead></table>	名称	位置	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1120 472 1529 523">名称</th><th data-bbox="1532 472 2013 523">位置</th></tr></thead></table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
(略)	(略)				
高梁市成羽観光交流施設	高梁市成羽町下原606番地				
城見橋公園駐車場	高梁市小高下町2730番地				
ふいご峠駐車場	高梁市内山下臥牛山国有地内				
(使用料等)	(使用料の納入)				
第12条 <u>利用者は、市長が別表に定める又は指定管理者が別に定める駐車場等の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</u>	第12条 <u>利用者は、市長に駐車場等の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。</u>				
2 <u>前項の規定による指定管理者が定める使用料の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内の額で、あらかじめ市長の承認を得た額とする。</u>					
3 <u>指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</u>					
(使用料の減免等)	(使用料の減免)				
第14条 市長は、規則で定める事由があるときは、使用料を <u>減免し、又は他の施設との共通利用に供する場合その他特別の企画を実施する場合において、別表に定める基準額の範囲内で調整することができる。</u>	第14条 市長は、規則で定める事由があるときは、使用料を <u>減額し、又は免除することができる。</u>				

(権限の範囲)

第16条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(1)～(3) 略

(4) 第14条の使用料の減免に関すること。

(5) 第15条の使用料の還付に関すること。

2 前項の場合において、第7条から第9条まで及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表(第12条関係)

名称	区分	単位	基準額	
高梁市観光 駐車場	普通自動車、準中型自動車 及び2輪車(自転車を除く。)	1台1回につ き(60分未満)	300円	
		1台1回につ き(60分以上)	500円	
	中型自動車及び大型自動車	1台1回につ き	2,000円	
高瀬茶屋	店舗	1月	80,000円	
高梁市武家 屋敷(折井	個人	大人(高校生を含 む。)	1人1回につ き	500円

(権限の範囲)

第16条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(1)～(3) 略

(4) 第12条の使用料の納入に関すること。

(5) 第14条の使用料の減免に関すること。

(6) 第15条の使用料の還付に関すること。

家・埴原家)		小・中学生		<u>250円</u>
	団体	責任者が引率する 30人以上100人未満		所定料金の1割引
		責任者が引率する 100人以上		所定料金の2割引
城見橋公園 駐車場	2輪車(自転車を除く。)		1台1回につ き	<u>250円</u>
	普通自動車及び準中型自動車		1台1回につ き	<u>500円</u>
	中型自動車及び大型自動車		1台1回につ き	<u>2,000円</u>
ふいご峠駐 車場	2輪車(自転車を除く。)		1台1回につ き	<u>500円</u>
	普通自動車		1台1回につ き	<u>1,000円</u>

備考 この表において、「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

高梁市町並み保存整備事業分担金徴収条例を廃止する条例

高梁市町並み保存整備事業分担金徴収条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市町並み保存整備事業分担金徴収条例を廃止する条例

高梁市町並み保存整備事業分担金徴収条例（平成16年高梁市条例第220号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

当該事業を廃止するため。

高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例の一部を改正する条例

高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例の一部を改正する条例

高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例（平成16年高梁市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第1条中「歴史館、笹畝坑道、広兼邸、広兼邸衆楽園」を「笹畝坑道、広兼邸及び広兼邸衆楽園」に改め、「(以下「観光施設」という。）」の次に「並びに下町駐車場（隣接する多目的広場を含む。）、千枚駐車場及び大坂屋駐車場（以下「観光駐車場」という。）」を加える。

第2条中「観光施設」を「観光施設及び観光駐車場」に改め、同条の表吹屋ふるさと村歴史館の項を削り、同表に次のように加える。

吹屋ふるさと村下町駐車場	高梁市成羽町吹屋164番地1
吹屋ふるさと村千枚駐車場	高梁市成羽町吹屋37番地1
吹屋ふるさと村大坂屋駐車場	高梁市成羽町吹屋370番地1

第3条の見出しを「(観光施設の業務)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(観光駐車場の業務)

第3条の2 観光駐車場は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 観光駐車場の利用の許可
- (2) 観光駐車場の施設及び設備の維持管理
- (3) 前各号に掲げるもののほか、観光駐車場の目的達成に必要な業務

第4条から第7条までの規定中「観光施設」を「観光施設及び観光駐車場」に改める。

第8条の見出しを「(観光施設の開館時間)」に改め、同条中「吹屋ふるさと村角片山邸、旧片山邸、ベンガラ館、ベンガラ陶芸館、歴史館、笹畝坑道、広兼邸、広兼邸衆楽園」を「観光施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(観光駐車場の供用時間)

第8条の2 観光駐車場の供用時間は、市長が別に定める。

第9条の見出しを「(観光施設の休館日等)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(観光駐車場の休場日等)

第9条の2 観光駐車場の休場日は、市長が別に定める。

2 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、その旨をあらかじめ観光駐車場の入口に掲示するものとする。

第10条から第12条までの規定中「観光施設」を「観光施設及び観光駐車場」に改める。

第14条第1号中「第8条の開館時間及び第9条の休館日」を「第8条の開館時間、第8条の2の供用時間、第9条の休館日及び第9条の2の休場日」に改める。

第15条第1項及び第2項を次のように改める。

市長又は指定管理者は、観光施設を利用し、又は観光駐車場に入場しようとする者(以下「利用者」という。)から、別表に定める観光施設の利用又は観光駐車場の入場にかかる料金(以下「入館料等」という。)を徴収することができる。ただし、広兼邸衆楽園については、当分の間入館料等は徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て入館料等を定めることができる。

第15条第3項中「観光施設」を「観光施設及び観光駐車場」に改め、「前項の」を削る。

別表に次のように加える。

観光駐車場	2 輪車（自転車を除く。） 普通自動車 準中型自動車	1 台 1 回につき	1, 0 0 0 円
	中型自動車 大型自動車	1 台 1 回につき	2, 0 0 0 円

別表の備考を次のように改める。

備考

- 1 周遊券とは、角片山邸、ベンガラ館、笹畝坑道及び広兼邸の施設をもっている。
- 2 この表において、「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

観光駐車場の駐車料金を徴収するため。また、吹屋ふるさと村歴史館の用途を廃止するため。

(参考)

高梁市吹屋ふるさと村観光施設条例新旧対照表

改正案	現行																																
<p>(設置)</p> <p>第1条 吹屋ふるさと村及びその周辺にある文化財の保存と活用を図り、もって市民の文化の発展に寄与するため、吹屋ふるさと村に角片山邸、旧片山邸、ベンガラ館、ベンガラ陶芸館、<u>笹畝坑道、広兼邸及び広兼邸衆楽園</u>(以下「観光施設」という。)並びに下町駐車場(隣接する多目的広場を含む。)、千枚駐車場及び大坂屋駐車場(以下「観光駐車場」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>観光施設及び観光駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="235 813 1088 1295"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館</td> <td>高梁市成羽町吹屋86番地</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村笹畝坑道</td> <td>高梁市成羽町中野1987番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園</td> <td>高梁市成羽町中野2956番地9</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村下町駐車場</td> <td>高梁市成羽町吹屋164番地1</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村千枚駐車場</td> <td>高梁市成羽町吹屋37番地1</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村大坂屋駐車場</td> <td>高梁市成羽町吹屋370番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(観光施設の業務)</p>	名称	位置	(略)		吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館	高梁市成羽町吹屋86番地	吹屋ふるさと村笹畝坑道	高梁市成羽町中野1987番地	(略)		吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園	高梁市成羽町中野2956番地9	吹屋ふるさと村下町駐車場	高梁市成羽町吹屋164番地1	吹屋ふるさと村千枚駐車場	高梁市成羽町吹屋37番地1	吹屋ふるさと村大坂屋駐車場	高梁市成羽町吹屋370番地1	<p>(設置)</p> <p>第1条 吹屋ふるさと村及びその周辺にある文化財の保存と活用を図り、もって市民の文化の発展に寄与するため、吹屋ふるさと村に角片山邸、旧片山邸、ベンガラ館、ベンガラ陶芸館、<u>歴史館、笹畝坑道、広兼邸、広兼邸衆楽園</u>(以下「観光施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 813 1964 1152"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館</td> <td>高梁市成羽町吹屋86番地</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村歴史館</td> <td>高梁市成羽町吹屋686番地</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村笹畝坑道</td> <td>高梁市成羽町中野1987番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園</td> <td>高梁市成羽町中野2956番地9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p>	名称	位置	(略)		吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館	高梁市成羽町吹屋86番地	吹屋ふるさと村歴史館	高梁市成羽町吹屋686番地	吹屋ふるさと村笹畝坑道	高梁市成羽町中野1987番地	(略)		吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園	高梁市成羽町中野2956番地9
名称	位置																																
(略)																																	
吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館	高梁市成羽町吹屋86番地																																
吹屋ふるさと村笹畝坑道	高梁市成羽町中野1987番地																																
(略)																																	
吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園	高梁市成羽町中野2956番地9																																
吹屋ふるさと村下町駐車場	高梁市成羽町吹屋164番地1																																
吹屋ふるさと村千枚駐車場	高梁市成羽町吹屋37番地1																																
吹屋ふるさと村大坂屋駐車場	高梁市成羽町吹屋370番地1																																
名称	位置																																
(略)																																	
吹屋ふるさと村ベンガラ陶芸館	高梁市成羽町吹屋86番地																																
吹屋ふるさと村歴史館	高梁市成羽町吹屋686番地																																
吹屋ふるさと村笹畝坑道	高梁市成羽町中野1987番地																																
(略)																																	
吹屋ふるさと村広兼邸衆楽園	高梁市成羽町中野2956番地9																																

第3条 略

(1)～(5) 略

(観光駐車場の業務)

第3条の2 観光駐車場は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 観光駐車場の利用の許可

(2) 観光駐車場の施設及び設備の維持管理

(3) 前各号に掲げるもののほか、観光駐車場の目的達成に必要な業務
(指定管理者による管理)

第4条 観光施設及び観光駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 観光施設及び観光駐車場の利用の許可に関する業務

(2) 観光施設及び観光駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他観光施設及び観光駐車場の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が観光施設及び観光駐車場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が

第3条 略

(1)～(5) 略

(指定管理者による管理)

第4条 観光施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 観光施設の利用の許可に関する業務

(2) 観光施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他観光施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が観光施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合

4月1日の場合は、当該日から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 観光施設及び観光駐車場の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(観光施設の開館時間)

第8条 観光施設の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長又は指定管理者が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(観光駐車場の供用時間)

第8条の2 観光駐車場の供用時間は、市長が別に定める。

(観光施設の休館日等)

第9条 略

2 略

(観光駐車場の休場日等)

第9条の2 観光駐車場の休場日は、市長が別に定める。

2 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合においては、その旨をあらかじめ観光駐車場の入口に掲示するものとする。

は、当該日から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の手続等)

第7条 観光施設の指定管理者の指定の手続等については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年高梁市条例第13号)の定めるところによる。

(開館時間)

第8条 吹屋ふるさと村角片山邸、旧片山邸、ベンガラ館、ベンガラ陶芸館、歴史館、笹畝坑道、広兼邸、広兼邸衆楽園の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長又は指定管理者が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日等)

第9条 略

2 略

(行為の許可)

第10条 観光施設及び観光駐車場について、次に掲げる行為をしようとするときは、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

2 市長又は指定管理者は、前項の許可に関し、観光施設及び観光駐車場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、観光施設及び観光駐車場の管理上不適当と認めるとき。

(禁止行為)

第12条 観光施設及び観光駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 略

(権限の範囲)

第14条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(行為の許可)

第10条 観光施設について、次に掲げる行為をしようとするときは、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

2 市長又は指定管理者は、前項の許可に関し、観光施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、観光施設の管理上不適当と認めるとき。

(禁止行為)

第12条 観光施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(5) 略

(権限の範囲)

第14条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(1) 第8条の開館時間、第8条の2の供用時間、第9条の休館日及び第9条の2の休場日の変更に関すること。

(2)～(3) 略

(入館料等)

第15条 市長又は指定管理者は、観光施設を利用し、又は観光駐車場に入場しようとする者(以下「利用者」という。)から、別表に定める観光施設の利用又は観光駐車場の入場にかかる料金(以下「入館料等」という。)を徴収することができる。ただし、広兼邸衆楽園については、当分の間入館料等は徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て入館料等を定めることができる。

3 指定管理者が観光施設及び観光駐車場の管理を行う場合には、入館料等を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

4 略

別表(第15条関係)

区分		単位	基準額
(略)			
周遊券	個人	各施設1人1回につき	700円
		大人(高校生を含む。)	

(1) 第8条の開館時間及び第9条の休館日の変更に関すること。

(2)～(3) 略

(入館料等)

第15条 観光施設に入場し、又は利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長又は指定管理者に別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に1.5を乗じて得た額を超えない範囲内の額で、市長又は指定管理者が定めた入館料等を納付しなければならない。ただし、歴史館及び広兼邸衆楽園については、当分の間入館料等は徴収しない。

2 前項の規定により指定管理者が徴収する入館料等の額は、あらかじめ市長の承認を得た額とする。

3 指定管理者が観光施設の管理を行う場合には、前項の入館料等を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

4 略

別表(第15条関係)

区分		単位	基準額
(略)			
周遊券	個人	各施設1人1回につき	700円
		大人(高校生を含む。)	

	小、中学生	〃	350円
団体	責任者が引率する20人以上の団体	〃	600円
	責任者が引率する20人以上の小、中学生	〃	300円
観光駐車場	2輪車(自転車を除く。)	1台1回につき	1,000円
	普通自動車		
	準中型自動車		
	中型自動車	1台1回につき	2,000円
	大型自動車		

備考

- 1 周遊券とは、角片山邸、ベンガラ館、笹畝坑道及び広兼邸の施設をもっている。
- 2 この表において、「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車及び大型自動車をいう。

	小、中学生	〃	350円
団体	責任者が引率する20人以上の団体	〃	600円
	責任者が引率する20人以上の小、中学生	〃	300円

備考

周遊券とは、角片山邸、ベンガラ館、笹畝坑道及び広兼邸の施設をもっている。

高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例の一部を改正する条例

高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例の一部を改正する条例

高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例（平成16年高梁市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第1条中「全国川上及び日本ふるさと会議のグループを軸とした」を削り、「、並びに」を「及び」に改める。

第3条中「行わせる」を「行わせることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長がふるさとプラザの管理を行う場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料金」と、第8条から第10条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料金」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料金」と、第15条（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 利用料金は、別表のとおりとする。

第13条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定める場合は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内において定めた利用料金の額とする。

第14条中「収受させる」を「収受させることができる」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定管理の取扱いを整理するため。

(参考)

高梁市全国川上水と緑のふるさとプラザ条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 広域的交流の促進及び恵まれた地域観光資源の活用による地域活性化と観光振興の拠点となる全国川上水と緑のふるさとプラザ(以下「ふるさとプラザ」という。)を設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 ふるさとプラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 <u>市長がふるさとプラザの管理を行う場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料金」と、第8条から第10条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料金」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料金」と、第15条(見出しを含む。)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料金」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>利用料金は、別表のとおりとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>全国川上及び日本ふるさと会議のグループを軸とした広域的交流の促進、並びに恵まれた地域観光資源の活用による地域活性化と観光振興の拠点となる全国川上水と緑のふるさとプラザ(以下「ふるさとプラザ」という。)を設置する。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 ふるさとプラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があら</u></p>

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定める場合は、別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から基準額に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内において定めた利用料金の額とする。

(利用料金の納入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第16条 略

第17条 略

かじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納入)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第16条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第13条第2項の規定により定められた額をふるさとプラザの使用料として市に納付しなければならない。

2 第13条第1項及び前条の規定は、前項の使用料について準用する。

第17条 略

第18条 略

高梁市弥高山公園条例の一部を改正する条例

高梁市弥高山公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市弥高山公園条例の一部を改正する条例

高梁市弥高山公園条例（平成16年高梁市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者は、前項各号に掲げる別表に定める使用料に0.5を乗じて得た額から使用料に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料を納付しなければならない。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定管理の取扱いを整理するため。

(参考)

高梁市弥高山公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者は、前項各号に掲げる別表に定める使用料に0.5を乗じて得た額から使用料に2.0を乗じて得た額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 略</p>

高梁市グリーンスローモビリティ運行条例

高梁市グリーンスローモビリティ運行条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市グリーンスローモビリティ運行条例

(目的)

第1条 この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条の規定に基づき高梁市がグリーンスローモビリティを活用して行う自家用有償旅客運送（以下「旅客運送」という。）により、交通空白地域における観光旅客その他の当該地域を来訪する者の交通手段を確保することを目的とする。

(運行路線等)

第2条 旅客運送の運行路線又は区域（以下「運行路線等」という。）は、道路運送法第79条の3の規定により国土交通大臣の登録を受けた運行経路等とする。

2 旅客運送の運行日及び運行時間は、規則で定める。

3 市長は、天災その他やむを得ない事由により旅客運送の実施上支障があると認めるときは、運行を制限し、変更し、又は中止することができる。

(使用料)

第3条 旅客運送を利用する者（以下「利用者」という。）は、1人1日につき次表のとおり使用料を支払わなければならない。

区分	使用料
大人（中学生以上）	500円
小人（小学生以下）	250円
幼児（未就学児）	無料

2 前項の使用料は、市長が別に定める方法により支払うものとする。

3 第1項の使用料を支払った者は、前条第1項に規定する運行路線等の全てを利用すること

ができる。

(使用料の減免)

第4条 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 既に支払った使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 乗車定員を超えて乗車しようとするとき。
- (2) 運行上必要な指示又は措置に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旅客運送の実施上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、自己の責任に帰すべき理由により、旅客運送に供する車両等を損傷し、又は滅失したときは、市長が指示した損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第8条 市長は、旅客運送に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

グリーンスローモビリティの有償運行を実施するため。

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市手数料条例の一部を改正する条例

高梁市手数料条例（平成16年高梁市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条、第6条関係）

事務の種類	区分	金額	
岡山県屋外広告物 条例（昭和41年 岡山県条例第29 号）の規定による 広告物の表示若し くは掲出物件の設 置の許可又は許可 期間の更新の許可 に係る屋外広告物 許可申請手数料	はり紙及びはり札等	100枚までごとに430円	
	立看板等	1基につき 440円	
	広告旗、広告 板（ネオン及 び電光によ るものを含 む。）及びタ ンク類	表示面積1m ² 未満のもの	1基につき 430円
		表示面積1m ² 以上3m ² 未満のもの	1基につき 850円
		表示面積3m ² 以上5m ² 未満のもの	1基につき 1,240円
		表示面積5m ² 以上8m ² 未満のもの	1基につき 1,570円
		表示面積8m ² 以上10 m ² 未満のもの	1基につき 1,880円
		表示面積10m ² 以上のも の	1基につき 1,880円に1 0m ² を超える部分が1m ² に 達するまでごとに100円を加 算した額

アドバルーンその他これに類するもの	1個につき	1,450円
アーチ	1基につき	2,910円
広告網その他これに類するもの	1個につき	750円

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

岡山県屋外広告物条例の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第3(第2条、第6条関係)			別表第3(第2条、第6条関係)		
事務の種類	区分	金額	事務の種類	区分	金額
岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	はり紙及びはり札等	100枚までごとに <u>430円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	はり紙及びはり札等	100枚までごとに <u>410円</u>
	立看板等	1基につき <u>440円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	立看板等	1基につき <u>410円</u>
	広告旗、 表示面積1m ² 未満のもの	1基につき <u>430円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	広告旗、 表示面積1m ² 未満のもの	1基につき <u>410円</u>
	広告板 (ネオン 満のもの)	1基につき <u>850円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	広告板 (ネオン 満のもの)	1基につき <u>800円</u>
	及び電光 表示面積3m ² 以上5m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,240円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	及び電光 表示面積3m ² 以上5m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,150円</u>
	のを含 表示面積5m ² 以上8m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,570円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	のを含 表示面積5m ² 以上8m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,450円</u>
	タンク類 表示面積8m ² 以上10m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,880円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	タンク類 表示面積8m ² 以上10m ² 未 満のもの	1基につき <u>1,750円</u>
	表示面積10m ² 以上のも の	1基につき <u>1,880円</u> に1 0m ² を超える部分が1m ² に達するまでごとに100 円を加算した額	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	表示面積10m ² 以上のも の	1基につき <u>1,750円</u> に1 0m ² を超える部分が1m ² に達するまでごとに10 0円を加算した額
	アドバルーンその他これに類する もの	1個につき <u>1,450円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	アドバルーンその他これに類する もの	1個につき <u>1,350円</u>
	アーチ	1基につき <u>2,910円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	アーチ	1基につき <u>2,700円</u>
広告網その他これに類するもの	1個につき <u>750円</u>	岡山県屋外 広告物条例 (昭和41年 岡山県条例 第29号)の 規定による 広告物の表 示若しくは 掲出物件の 設置の許可 又は許可期 間の更新の 許可に係る 屋外広告物 許可申請手 数料	広告網その他これに類するもの	1個につき <u>700円</u>	

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例（平成22年高梁市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

川面住宅	高梁市川面町2 715番地5	木造2階建	令和7年度	3LDK	1戸	91.9㎡	64,000円
------	-------------------	-------	-------	------	----	-------	---------

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川面住宅1戸を設置するため。

(参考)

高梁市営地域優良賃貸住宅条例新旧対照表

改正案								現行							
別表(第3条、第5条において準用する高梁市営特定公共賃貸住宅条例第13条関係)								別表(第3条、第5条において準用する高梁市営特定公共賃貸住宅条例第13条関係)							
名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の専用床面積	1戸当たり家賃月額	名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の専用床面積	1戸当たり家賃月額
(略)								(略)							
上谷未来住宅	高梁市 上谷町4 423番地 1	木造2階建	令和元年度	3LDK	1戸	90.0m ²	62,000 円	上谷未来住宅	高梁市 上谷町4 423番地 1	木造2階建	令和元年度	3LDK	1戸	90.0m ²	62,000 円
川面住宅	高梁市 川面町2 715番地 5	木造2階建	令和7年度	3LDK	1戸	91.9m ²	64,000 円								

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域住宅条例（平成29年高梁市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「

横見第2 住宅	高梁市有漢町有漢 5716番地1	木造平 屋建	平成13年度	3DK	2戸	70.0㎡	35,000円
------------	---------------------	-----------	--------	-----	----	-------	---------

」を

「

横見第2 住宅	高梁市有漢町有漢 5716番地1	木造平 屋建	平成13年度	3DK	4戸	70.0㎡	35,000円
			平成15年度	〃	2戸	〃	35,000円

」に改める。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（高梁市営住宅条例の一部改正）

2 高梁市営住宅条例（平成16年高梁市条例第262号）の一部を次のように改正する。

別表横見第2住宅の項中「6戸」を「2戸」に改める。

提 案 理 由

市営住宅の一部を地域住宅へ移行するため。

(参考)

高梁市営地域住宅条例新旧対照表

改正案								現行							
別表(第2条、第11条関係)								別表(第2条、第11条関係)							
名称	位置	構造	建築年 度	室構 造	戸数	住戸の専 用床面積	1戸当たり家 賃月額	名称	位置	構造	建築年 度	室構 造	戸数	住戸の専 用床面積	1戸当たり家 賃月額
(略)								(略)							
横見 第2 住宅	高梁市有漢 町有漢571 6番地1	木造平 屋建	平成13 年度	3DK	4戸	70.0m ²	35,000円	横見 第2 住宅	高梁市有漢 町有漢571 6番地1	木造平 屋建	平成13 年度	3DK	2戸	70.0m ²	35,000円
			平成15 年度	//	2戸	//	35,000円								
(略)								(略)							

(参考)

高粱市営住宅条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
住宅名称	位置	戸数	住宅名称	位置	戸数
(略)			(略)		
横見第2住宅	高粱市有漢町有漢5716番地1	<u>2</u> 戸	横見第2住宅	高粱市有漢町有漢5716番地1	<u>6</u> 戸
(略)			(略)		

高梁市公共下水道条例及び高梁市給水条例の一部を改正する条例

高梁市公共下水道条例及び高梁市給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市公共下水道条例及び高梁市給水条例の一部を改正する条例

(高梁市公共下水道条例の一部改正)

第1条 高梁市公共下水道条例（平成16年高梁市条例第255号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(高梁市給水条例の一部改正)

第2条 高梁市給水条例（平成16年高梁市条例第271号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「が行う」を「又は市長が指定する者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けた者に工事を施工することができるようにするため。

(参考)

高梁市公共下水道条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p>

(参考)

高梁市給水条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 給水装置工事の設計及び工事は、市長又は市長が指定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 給水装置工事の設計及び工事は、市長が行う。ただし、市長が指定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が市長の承認を受けて行うことができる。</p> <p>2・3 略</p>

高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例

高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例等の一部を改正する条例

(高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第1条 高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例(平成16年高梁市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項を削る。

(高梁市下水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 高梁市下水道事業分担金徴収条例(平成16年高梁市条例第257号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成16年高梁市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

附 則 (令和8年高梁市条例第 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

負担金等の報奨金等を廃止するため。

(参考)

高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前項ただし書により一括納付をした場合においては、報奨金を交付する。</u></p>

(参考)

高梁市下水道事業分担金徴収条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項ただし書により一括納付をした場合においては、報奨金等を交付することができる。</u></p>

(参考)

高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(分担金の賦課及び徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項ただし書により一括納付をした場合においては、<u>接続奨励金を交付することができる。</u></u></p>

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例（平成16年高梁市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「納付金（以下この条において「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岡山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に

改める。

第5条の2第1号中「第7条の2及び第21条第1項第1項」を「第7条の2、第9条の7及び第21条第1項」に、「第3号、第7条の2」を「第3号、第7条の2、第9条の7」に改める。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

附 則 (令和8年高梁市条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の高梁市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「子ども・子育て支援納付金」を令和8年度より賦課徴収することに伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、岡山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u>の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)<u>及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)</u>の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、岡山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び介護保険法(平成9年法律第123号)</u>の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>

健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岡山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に10

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計

0分の8.0を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の7及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の7及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 18,500円

(2)・(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.0を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条第1項第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 18,500円

(2)・(3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例の一部を改正する条例

高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例の一部を改正する条例

高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例（平成16年高梁市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表中「

大人1体につき（寝棺）	10,000円	35,000円
小人（12歳以下）1体につき（寝棺）	7,400円	25,900円
死産児及び胎児1体につき	4,900円	17,150円
手術肢体、胎盤及び産汚物類1体につき	2,400円	8,400円

」を

「

大人1体につき（寝棺）	15,000円	52,500円
小人（12歳以下）1体につき（寝棺）	11,100円	38,800円
死産児及び胎児1体につき	7,300円	25,700円
手術肢体、胎盤及び産汚物類1体につき	3,600円	12,600円

」に改める。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使

用料条例第1条の規定により承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

高梁市斎場の火葬炉使用料の見直しを行うため。

(参考)

高梁市斎場、葬祭用具その他施設等使用料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係) (1) 火葬炉使用料			別表(第2条関係) (1) 火葬炉使用料		
区分	本市住民	本市住民以外	区分	本市住民	本市住民以外
大人1体につき(寝棺)	<u>15,000</u> 円	<u>52,500</u> 円	大人1体につき(寝棺)	<u>10,000</u> 円	<u>35,000</u> 円
小人(12歳以下)1体につき(寝棺)	<u>11,100</u> 円	<u>38,800</u> 円	小人(12歳以下)1体につき(寝棺)	<u>7,400</u> 円	<u>25,900</u> 円
死産児及び胎児1体につき	<u>7,300</u> 円	<u>25,700</u> 円	死産児及び胎児1体につき	<u>4,900</u> 円	<u>17,150</u> 円
手術肢体、胎盤及び産汚物類1体につき	<u>3,600</u> 円	<u>12,600</u> 円	手術肢体、胎盤及び産汚物類1体につき	<u>2,400</u> 円	<u>8,400</u> 円
(2)~(4) 略			(2)~(4) 略		

高梁市備中総合センター条例を廃止する条例

高梁市備中総合センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市備中総合センター条例を廃止する条例

高梁市備中総合センター条例（平成 16 年高梁市条例第 110 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市備中総合センターを廃止するため。

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例（平成 16 年高梁市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表巨瀬学童保育の項を削り、同表中「中井小学校内」及び「玉川幼稚園内」を削る。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

巨瀬学童保育の廃止等を行うため。

(参考)

高梁市学童保育条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	場所	定員	名称	場所	定員
(略)			(略)		
川面学童保育	高梁市川面町895番地 川面小学校内	20人	川面学童保育	高梁市川面町895番地 川面小学校内	20人
中井学童保育	高梁市中井町西方300番地	20人	巨瀬学童保育	高梁市巨瀬町4972番地5 巨瀬幼稚園内	20人
玉川学童保育	高梁市玉川町玉1528番地2	20人	中井学童保育	高梁市中井町西方300番地 中井小学校内	20人
落合学童保育	高梁市落合町阿部1287番地2 落合児童館内	70人	玉川学童保育	高梁市玉川町玉1528番地2 玉川幼稚園内	20人
(略)			落合学童保育	高梁市落合町阿部1287番地2 落合児童館内	70人
(略)			(略)		

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市火災予防条例の一部を改正する条例

高梁市火災予防条例（平成16年高梁市条例第280号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第34条の2—第34条の7）

」を

「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第34条の2—第34条の7）

第2章の3 林野火災の予防（第34条の8・第34条の9）

」に改める。

第9条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第9条の2とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下

のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第6条第1項の規定を準用する。

第34条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第34条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第34条の7の次に次の章名及び2条を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第34条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第34条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第34条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野

火災の発生の危険性を勘案して、第34条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第48条の3第1項第3号中「第51条」を「第51条第1項第6号」に改める。

第50条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第50条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第51条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市火災予防条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第34条の2—第34条の7)</p> <p>第2章の3 林野火災の予防(第34条の8・第34条の9)</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第9条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)<u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第34条の2—第34条の7)</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p>

し、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第6条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第9条の2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第34条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

(サウナ設備)

第9条 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第34条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 略

(住宅における火災の予防の推進)

第34条の7 高梁市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第34条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第34条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第34条の7 高梁市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

第34条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を
発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第34条各号に定
める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第48条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた
ときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の1
4日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の
指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の
各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとと
もに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その
他これに類するもの(第51条第1項第6号において「露店等」という。)
及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの
ある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじ
め、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) 略

(7)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(屋外催しに係る防火管理)

第48条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた
ときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14
日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指
定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号
に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、
当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その
他これに類するもの(第51条において「露店等」という。)及び客席
の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれの
ある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじ
め、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(7) 略

(8) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(9)～(18) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第51条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) 略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(8) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(9)～(18) 略

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第51条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 略

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

入院証明書 通院証明書 医療費領収証明書 その他証明書	1 件につき	1, 1 0 0
治癒証明書 保育所等アレルギー疾患生活管理指導表	1 件につき	5 5 0

」を

「

入院証明書 通院証明書 医療費領収証明書 その他証明書 医師の意見書	1 件につき	1, 1 0 0
治癒証明書	1 件につき	5 5 0

ワクチン接種証明書		
与薬指示書		
保育所等アレルギー疾患生活管理指導表		

」に改める。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

医師の意見書、ワクチン接種証明書及び与薬指示書の文書料を徴収するため。

(参考)

高梁市病院・診療所等使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
区分	単位	金額(円)	区分	単位	金額(円)
(略)			(略)		
入院証明書 通院証明書 医療費領収証明書 その他証明書 <u>医師の意見書</u>	1件につき	1,100	入院証明書 通院証明書 医療費領収証明書 その他証明書	1件につき	1,100
治癒証明書 <u>ワクチン接種証明書</u> <u>与薬指示書</u> 保育所等アレルギー疾患生活管理指導表	1件につき	550	治癒証明書 保育所等アレルギー疾患生活管理指導表	1件につき	550
(略)			(略)		

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年高梁市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則 (令和8年高梁市条例第 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p>

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他
の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務
上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前
 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 (平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項
 に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同
 じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)
 を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下
 この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る
 利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又
 は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満た
 ない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた
 数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に
当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務
上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前
 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 (平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項
 に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同
 じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)
 を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下
 この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る
 利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当
 該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等
 通園支援事業をいう。

育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

高梁市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

高梁市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学

校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に

規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心

身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理

由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の

提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条

において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同

意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため。

高梁市公民館条例の一部を改正する条例

高梁市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市公民館条例の一部を改正する条例

高梁市公民館条例（平成 16 年高梁市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市高梁中央公民館の項を削る。

附 則（令和 8 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市高梁中央公民館を廃止するため。

(参考)

高梁市公民館条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
館名	位置	館名	位置
高梁市高梁公民館	高梁市原田北町1203番地1	高梁市高梁中央公民館	高梁市原田北町1203番地1
		高梁市高梁公民館	高梁市原田北町1203番地1
(略)		(略)	

高梁市体育施設条例の一部を改正する条例

高梁市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 8 年 月 日制定)

高梁市体育施設条例の一部を改正する条例

高梁市体育施設条例（平成 16 年高梁市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高梁市有漢市民プールの項及び高梁市成羽市民プールの項を削る。

別表第 2 中「

8 高梁市有漢市民プール

利用期間	6 月 1 日から 8 月末日まで
利用時間	午前 10 時から午後 7 時まで

9 高梁市成羽市民プール

利用期間	6 月 15 日から 8 月末日まで
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで

」を削り、

「10 高梁市成羽武道館」を「8 高梁市成羽武道館」に、「11 高梁市成羽ミニスポーツセンター」を「9 高梁市成羽ミニスポーツセンター」に、「12 高梁市川上総合運動公園」を「10 高梁市川上総合運動公園」に改める。

別表第 3 中「

8 高梁市有漢市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1 人 1 回につ	30 人以上 所定料金の 1 割引	3 時間まで 4,500 円

き 90円	100人以上 所定料金の2割引	3時間を超え5時間まで7, 200円 ただし、日曜日は2割増とする。
高校生 〃 70円	200人以上 所定料金の3割引	
中学生 〃 50円		
小学生 〃 40円		

9 高梁市成羽市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき 90円	30人以上 所定料金の1割引	3時間まで4, 500円
高校生 〃 70円	100人以上 所定料金の2割引	3時間を超え5時間まで7, 200円 ただし、日曜日は2割増とする。
中学生 〃 50円	200人以上 所定料金の3割引	
小学生 〃 40円		

」を削り、

「10 高梁市成羽武道館」を「8 高梁市成羽武道館」に、「11 高梁市成羽ミニスポーツセンター」を「9 高梁市成羽ミニスポーツセンター」に、「12 高梁市川上総合運動公園」を「10 高梁市川上総合運動公園」に改める。

附 則（令和8年高梁市条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市有漢市民プール及び高梁市成羽市民プールを廃止するため。

(参考)

高梁市体育施設条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 424 665 472">名称</th> <th data-bbox="665 424 1086 472">位置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 472 1086 520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 520 665 568">高梁市高梁市民プール</td> <td data-bbox="665 520 1086 568">高梁市落合町近似93番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="241 663 1086 711">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置等	(略)		高梁市高梁市民プール	高梁市落合町近似93番地1	(略)		<p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1117 424 1541 472">名称</th> <th data-bbox="1541 424 1962 472">位置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1117 472 1962 520">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 520 1541 568">高梁市高梁市民プール</td> <td data-bbox="1541 520 1962 568">高梁市落合町近似93番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 568 1541 616">高梁市有漢市民プール</td> <td data-bbox="1541 568 1962 616">高梁市有漢町有漢3387番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 616 1541 663">高梁市成羽市民プール</td> <td data-bbox="1541 616 1962 663">高梁市成羽町成羽601番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1117 663 1962 711">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置等	(略)		高梁市高梁市民プール	高梁市落合町近似93番地1	高梁市有漢市民プール	高梁市有漢町有漢3387番地	高梁市成羽市民プール	高梁市成羽町成羽601番地	(略)	
名称	位置等																				
(略)																					
高梁市高梁市民プール	高梁市落合町近似93番地1																				
(略)																					
名称	位置等																				
(略)																					
高梁市高梁市民プール	高梁市落合町近似93番地1																				
高梁市有漢市民プール	高梁市有漢町有漢3387番地																				
高梁市成羽市民プール	高梁市成羽町成羽601番地																				
(略)																					
<p>別表第 2(第 8 条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 高梁市成羽武道館 略</p> <p>9 高梁市成羽ミニスポーツセンター 略</p>	<p>別表第 2(第 8 条関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 高梁市有漢市民プール</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1117 874 1267 922">利用期間</td> <td data-bbox="1267 874 1962 922">6月1日から8月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 922 1267 970">利用時間</td> <td data-bbox="1267 922 1962 970">午前10時から午後7時まで</td> </tr> </table> <p>9 高梁市成羽市民プール</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1117 1026 1267 1074">利用期間</td> <td data-bbox="1267 1026 1962 1074">6月15日から8月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 1074 1267 1121">利用時間</td> <td data-bbox="1267 1074 1962 1121">午前9時から午後5時まで</td> </tr> </table> <p>10 高梁市成羽武道館 略</p> <p>11 高梁市成羽ミニスポーツセンター 略</p>	利用期間	6月1日から8月末日まで	利用時間	午前10時から午後7時まで	利用期間	6月15日から8月末日まで	利用時間	午前9時から午後5時まで												
利用期間	6月1日から8月末日まで																				
利用時間	午前10時から午後7時まで																				
利用期間	6月15日から8月末日まで																				
利用時間	午前9時から午後5時まで																				

10 高梁市川上総合運動公園

略

別表第 3(第 12 条関係)

高梁市体育施設使用料

1～7 略

12 高梁市川上総合運動公園

略

別表第 3(第 12 条関係)

高梁市体育施設使用料

1～7 略

8 高梁市有漢市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき 90円	30人以上 所定料金の 1割引	3時間まで4,500円 3時間を超え5時間まで7,200円
高校生 // 70円	100人以上 所定料金の 2割引	0円
中学生 // 50円	200人以上 所定料金の 3割引	ただし、日曜日は2割増とする。
小学生 // 40円		

9 高梁市成羽市民プール

個人使用料	団体使用料	専用使用料
大人 1人1回につき 90円	30人以上 所定料金の 1割引	3時間まで4,500円 3時間を超え5時間まで7,200円
高校生 // 70円	100人以上 所定料金の 2割引	0円
中学生 // 50円	200人以上 所定料金の 3割引	ただし、日曜日は2割増とする。
小学生 // 40円		

8 高梁市成羽武道館

略

9 高梁市成羽ミニスポーツセンター

略

10 高梁市川上総合運動公園

略

10 高梁市成羽武道館

略

11 高梁市成羽ミニスポーツセンター

略

12 高梁市川上総合運動公園

略

高梁市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

高梁市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、高梁市過疎地域持続的発展市町村計画を定めるため。

(参考)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜すい）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2～10 略

市道路線の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

(新規路線)

路線名	起 点 終 点	延長m	幅員m
段町轟橋線	起 点 段町1005番2地先 から 終 点 段町1004番4地先 まで	122.0	13.0～13.7
和田団地線	起 点 和田町2073番4地先 から 終 点 和田町2073番4地先 まで	82.0	5.0～6.0
旭町団地線	起 点 旭町1392番1地先 から 終 点 旭町1391番9地先 まで	86.4	4.0～5.0
計 3 路 線			

(変更路線)

路線名	起 点 終 点	延長m	幅員m
段町下谷町線	新 起 点 段町847番1地先 から 終 点 下谷町4824番1地先 まで	1672.0	3.5～33.0
	旧 起 点 段町849番1地先 から 終 点 下谷町4824番1地先 まで	1577.0	3.5～12.4
計 1 路 線		95.0 増	

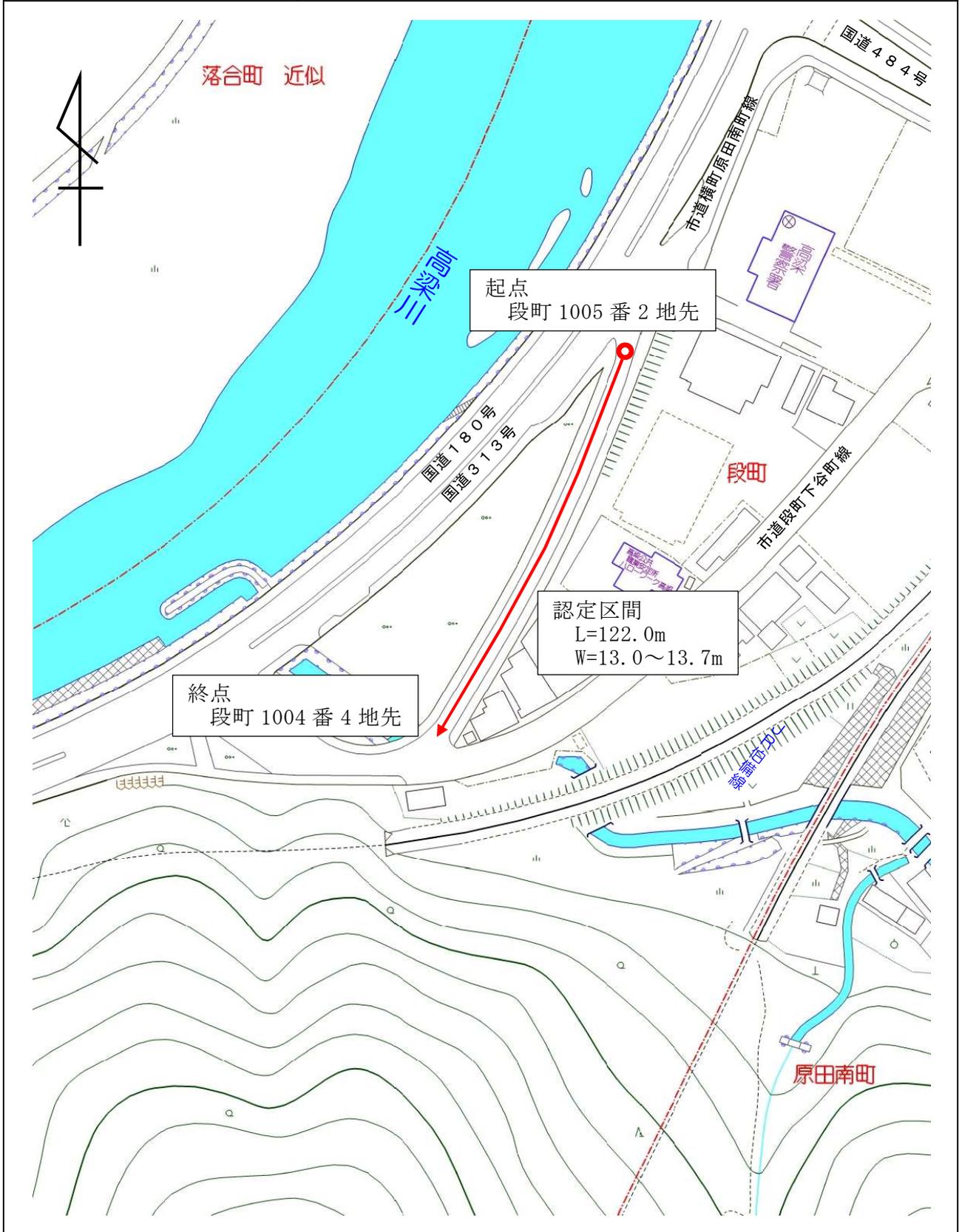
令和8年3月4日提出

高梁市長 石 田 芳 生

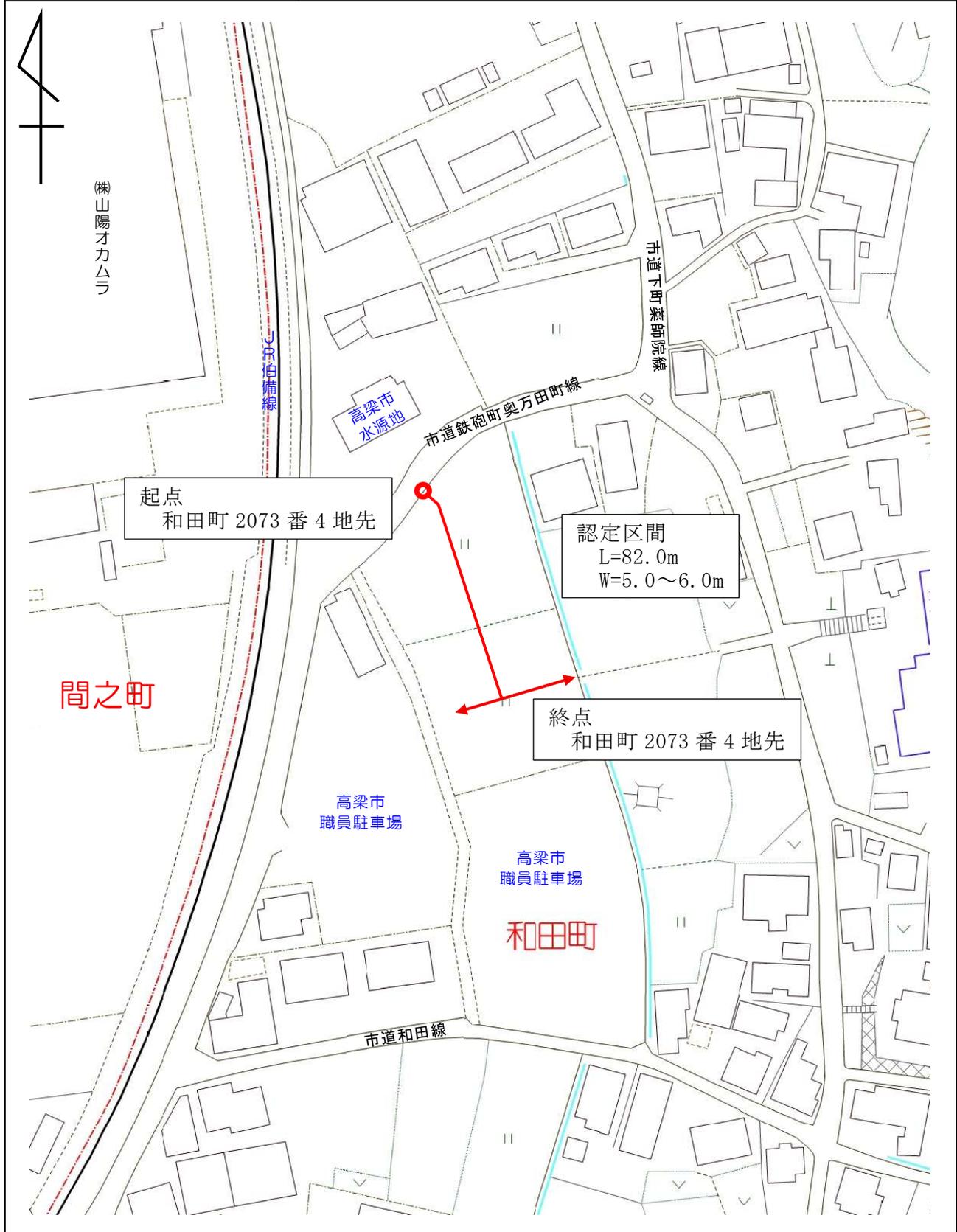
提 案 理 由

道路法の規定に基づき市道路線の認定及び変更をするため。

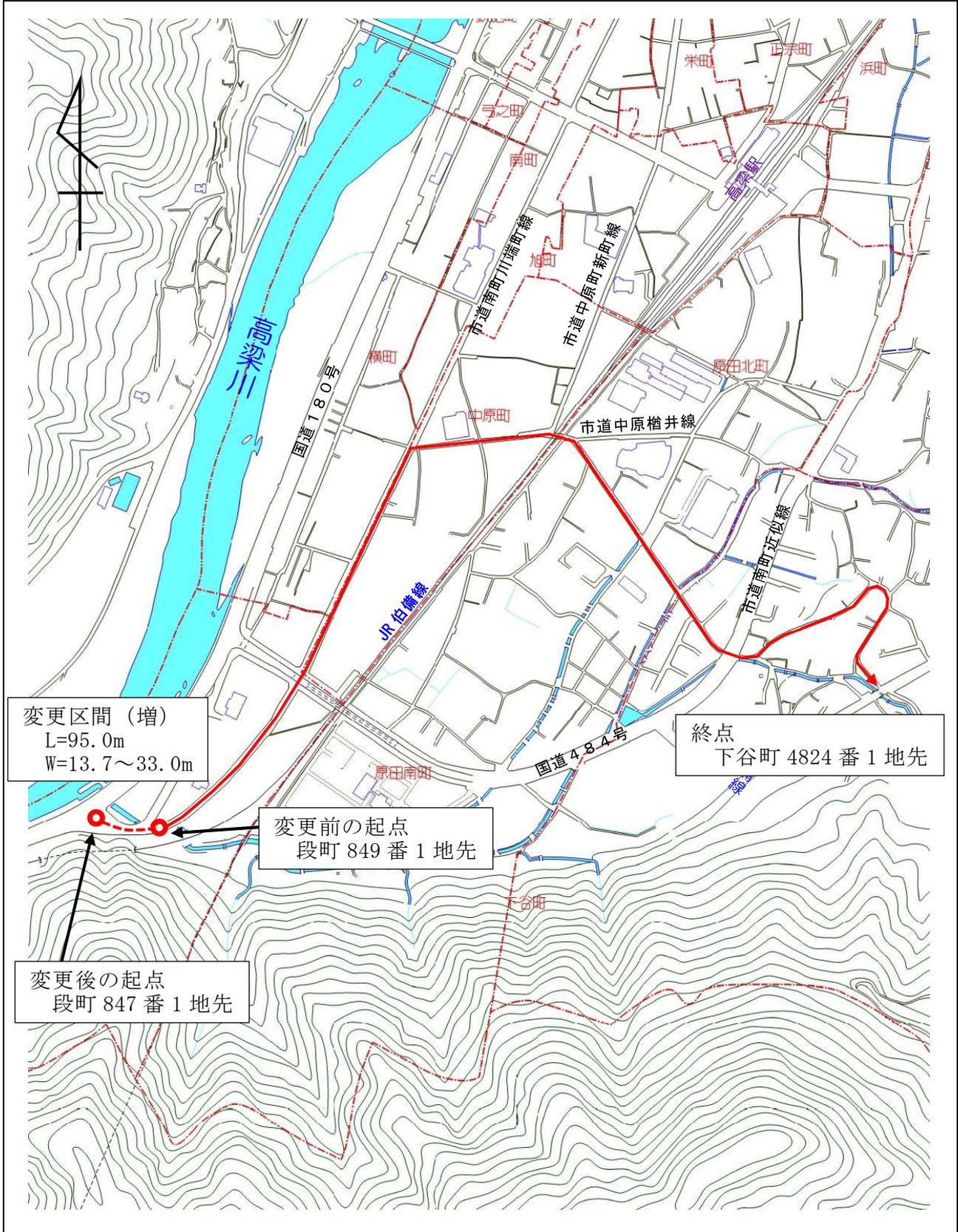
段町地内	起点 段町1005番2地先 から
段町轟橋線	終点 段町1004番4地先 まで



和田町地内	起点 和田町 2073 番 4 地先 から
和田団地線	終点 和田町 2073 番 4 地先 まで



段町・下谷町地内	起点 段町847番1地先 から
段町下谷町線	終点 下谷町4824番1地先 まで



(参考)

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 略

2 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は第2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

高梁市常山交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市常山交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳 生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
高梁市常山交流センター	高梁市有漢町有漢 5577番地3	特定非営利活動法人 夢風車うかん 理事長 平山 寿男	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

高梁市常山交流センターの指定管理者を指定するため。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

吹屋ふるさと村観光施設の指定管理者の指定について

次のとおり吹屋ふるさと村観光施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
吹屋ふるさと村 角片山邸	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 ベンガラ館	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 笹畝坑道	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 広兼邸	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 広兼邸衆楽園	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 ベンガラ陶芸館	高梁市成羽町 吹屋86番地	吹屋ふるさと村陶芸の会 会長 田邊 典子	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

吹屋ふるさと村観光施設の指定管理者を指定するため。

吹屋ふるさと村観光駐車場の指定管理者の指定について

次のとおり吹屋ふるさと村観光駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
吹屋ふるさと村 下町駐車場	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 千枚駐車場	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
吹屋ふるさと村 大坂屋駐車場	高梁市旭町1 335番地7	一般社団法人高梁市観光協会 代表理事 近藤 隆則	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

吹屋ふるさと村観光駐車場の指定管理者を指定するため。

西山高原レジャー施設の指定管理者の指定について

次のとおり西山高原レジャー施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
西山高原レジャー施設	高梁市備中町西山 1759番地	西山観光振興組合 組合長 森崎 幸夫	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

西山高原レジャー施設の指定管理者を指定するため。

認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者の指定について

次のとおり認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳 生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
グループホーム びっちゅう	倉敷市藤戸町藤戸 1580番地	医療法人 福寿会 理事長 秋山 正史	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

認知症対応型共同生活介護施設の指定管理者を指定するため。

高梁市成羽美術館の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市成羽美術館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
高梁市成羽美術館	高梁市成羽町下原 1068番地3	公益財団法人成羽町美術振興財団 理事長 児嶋 塊太郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

高梁市成羽美術館の指定管理者を指定するため。

高梁市文化センターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市文化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
高梁市文化センター	高梁市落合町阿部 1768番地5	株式会社吉備ケーブル テレビ 代表取締役 藤岡 孝	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

高梁市文化センターの指定管理者を指定するため。

体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

高梁市長 石田 芳生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
高梁市有漢スポーツ パーク グラウンドゴルフ場	高梁市有漢町有漢 7996番地1	高梁市グラウンドゴ ルフ協会有漢会 会長 佐分利 光夫	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで
高梁市成羽ミニスポ ーツセンター	高梁市成羽町成羽 2771番地	成美コミュニティ推 進協議会 会長 黒川 修二	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで

提 案 理 由

体育施設の指定管理者を指定するため。